### 兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期給付事業等における 個人番号利用事務に係る特定個人情報等取扱要綱

平成29年5月19日

改正 平成30年6月26日

改正 令和3年6月25日

改正 令和7年1月24日

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な 取扱いに関する規程(以下「規程」という。)及び兵庫県市町村職員共済組合個人 番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則(以下「規則」という。)に基 づき、兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期給付事業及び福祉事業(以下「短 期給付事業等」という。)において個人番号利用事務を行うに当たっての個人番号 及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う事務の各段階を 明確にするとともに、短期給付事業等における特定個人情報等の適正な取扱いを確 保するため必要な事項を定めるものとする。

#### (特定個人情報等の範囲)

第2条 前条の事務において取り扱う特定個人情報等の範囲は、個人番号及び個人番号と関連付けて管理される氏名、生年月日、性別及び住所等とする。

#### (特定個人情報等の利用目的)

第3条 第1条の事務において取り扱う特定個人情報等の利用目的は、次のとおりとする。

特定個人情報等を取り扱う地方公務 員等共済組合法による短期給付事業 等の対象となる組合員(任意継続組合 員を含む。)及び被扶養者(以下「組 合員等」という。)に係るもの

- (1) 地方公務員等共済組合法(昭和 37年法律第152号)による組 合員若しくはその被扶養者に係る 申請等(申請、届出又は申出をい う。以下この号において同じ。)の 受理、その申請等に係る事実につ いての審査又はその申請等に対す る応答に関する事務(短期給付事 業等に係るものに限る。)
- (2) 地方公務員等共済組合法第39 条の組合員(次号において「組合 員」という。)の資格の得喪に関す る事務(短期給付事業等に係るも のに限る。)
- (3) 組合員に係る標準報酬の月額(地 方公務員等共済組合法第43条第 1項に規定する標準報酬の月額を

- いう。)、標準期末手当等の額(同 法第44条第1項に規定する標準 期末手当等の額をいう。)又は組合 員期間(同法第40条第1項に規 定する組合員期間をいう。)に関す る事務(短期給付事業等に係るも のに限る。)
- (4) 地方公務員等共済組合法第53 条第1項又は第54条の短期給付 の支給に関する事務
- (5) 地方公務員等共済組合法第57 条の2第1項の一部負担金に係る 措置に関する事務
- (6) 地方公務員等共済組合法第11 2条第1項(第1号の2から第3 号までを除く。)の福祉事業及び同 法第112条の2第1項の特定健 康診査等の実施に関する事務
- (7) 地方公務員等共済組合法による 掛金に関する事務(短期給付事業 等に係るものに限る。)
- (8) 地方公務員等共済組合法第14 4条の2第2項の任意継続組合員 の掛金の払込み又は同法第144 条の2第3項の任意継続組合員の 掛金の前納に関する事務
- (9) 地方公務員等共済組合法による 資格確認書、高齢受給者証、特定 疾病療養受療証、限度額適用認定 証、限度額・標準負担額減額認定 証、特別療養証明書、資格確認書 (船員)又は船員組合員療養補償 証明書に関する事務

(特定個人情報等を取り扱う事務の種類)

- 第4条 短期給付事業等における個人番号利用事務として特定個人情報等を取り扱う事務の種類は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 個人番号等取得事務 前条に掲げる事務を行うために個人番号又は被保険者 枝番を取得する事務
  - (2) 個人番号等入力事務 取得した個人番号及び被保険者枝番を管理する個人番号管理システムに入力又は取り込む事務若しくは被保険者枝番を基幹システムに入力又は取り込む事務

- (3) 特定個人情報管理・保管事務 特定個人情報等を含む紙媒体又は電子データを漏えい、滅失、き損がないよう安全に管理及び保管する事務
- (4) 委託先管理事務 短期給付事業等における特定個人情報等の管理及びその内容に特定個人情報等を含む申請を委託する委託先(再委託先を含む。)を管理する事務
- (5) 削除・廃棄事務 第13条第5号の実施時期を経過したことにより不要になった 特定個人情報等を安全に削除・廃棄する事務
- (6) 個人番号管理システムの管理事務 特定個人情報等を取り扱う個人番号管理システムの管理事務
- (7) 特定個人情報等照会事務 前条に掲げる事務を行うために特定個人情報等の 電子データを医療保険者等向け中間サーバに情報照会する事務
- (8) 特定個人情報等提供事務 特定個人情報等の電子データを医療保険者等向け 中間サーバに登録する事務

#### (事務取扱関係者)

第5条 前条各号に掲げる事務の実施、当該事務に係る決裁など、業務上、特定個人情報等を知る機会がある者を事務取扱関係者とし、兵庫県市町村職員共済組合総務課、医療保健課及び資格管理課(以下「総務課、医療保健課及び資格管理課」という。)の職員(臨時職員及び派遣会社から派遣される者を含む。)に限定する。

#### (特定個人情報保護責任者)

第6条 第4条各号に掲げる事務に係る規則第2条第2号に定める特定個人情報保護責任者(以下「責任者」という。)として、総務課長、医療保健課長及び資格管理課長をもって充てる。

#### (事務取扱担当者)

第7条 第4条各号に掲げる事務を実施する事務取扱担当者(以下「担当者」という。) として、総務課、医療保健課及び資格管理課の職員(臨時職員及び派遣会社から派 遣される者を含む。)をもって充てる。

#### (運用状況の記録)

#### (取扱状況の確認及び記録)

第9条 担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況について、「特定個人情報ファイル管理台帳」(別紙2)に記録する。

#### (特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第10条 総務課、医療保健課及び資格管理課において個人番号利用事務として特定個人情報等を取り扱う「管理区域」及び「取扱区域」については、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理区域 委託先のデータセンター
- (2) 取扱区域 第4条各号に掲げる事務を実施する総務課、医療保健課及び資格管 理課の執務室
- 2 前項の管理区域及び取扱区域について、それぞれ次の各号に掲げる安全管理措置 を講じるものとする。
  - (1) 管理区域 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限
  - (2) 取扱区域 壁や間仕切り等を設置する、又は担当者以外の者の往来がない場所 や後ろから覗き見されない場所とするなど座席配置等の工夫

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第11条 責任者及び担当者は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り 扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲 げる措置を講じる。
  - (1) 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネットに保管する。
  - (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

- 第12条 担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合は、次に掲げる安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に届書をデータで提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。
  - (1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を持ち出す場合
    - ① 持出しデータの暗号化又はパスワードによる保護
    - ② 施錠できる搬送容器の使用
    - ③ 追跡可能な移送手段の利用
  - (2) 特定個人情報等が記載された書類等を持ち出す場合 封緘、目隠しシールの貼付

(特定個人情報等を取り扱う事務の実施者等)

- 第13条 第4条各号に掲げる事務の実施者、対象者、実施方法、場所及び安全管理措置等は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 個人番号等取得事務

ア 地方公共団体等から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者 | 対象者    | 実施方法     | 場所 | 安全管理措置 |
|----|-----|--------|----------|----|--------|
| 取得 | 担当者 | 地方公共団体 | 地方公共団体等  | 取扱 | ①施錠できる |
|    |     | 等      | からデータで取  | 区域 | キャビネッ  |
|    |     |        | 得(契約締結又は |    | トに保管す  |
|    |     |        | 地共済法第18  |    | る。     |
|    |     |        | 条第1項を根拠) |    | ②鍵は定めら |
|    |     |        |          |    | れた場所に  |

|  |  | 保管し、担 |
|--|--|-------|
|  |  | 当者のうち |
|  |  | 責任者が指 |
|  |  | 定する者が |
|  |  | 鍵の管理を |
|  |  | 行う。   |

#### イ 地方公共団体等又は組合員等から紙媒体で取得の場合

| 区分 | 実施者 | 対象者    | 実施方法    | 場所 | 安全管理措置 |
|----|-----|--------|---------|----|--------|
| 取得 | 担当者 | 地方公共団体 | ①地方公共団体 | 取扱 | ①施錠できる |
|    |     | 等又は組合員 | 等から紙で取  | 区域 | キャビネッ  |
|    |     | 等      | 得(契約締結又 |    | トに保管す  |
|    |     |        | は地共済法第  |    | る。     |
|    |     |        | 18条第1項  |    | ②鍵は定めら |
|    |     |        | を根拠)    |    | れた場所に  |
|    |     |        | ②組合員等から |    | 保管し、担  |
|    |     |        | 紙で取得    |    | 当者のうち  |
|    |     |        |         |    | 責任者が指  |
|    |     |        |         |    | 定する者が  |
|    |     |        |         |    | 鍵の管理を  |
|    |     |        |         |    | 行う。    |

### ウ 統合専用端末から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者 | 対象者       | 実施方法    | 場所 | 安全管理措置 |
|----|-----|-----------|---------|----|--------|
| 取得 | 担当者 | 地方公共団体    | 組合員等の個人 | 取扱 | 安全管理措置 |
|    |     | 情報システム    | 番号又は被保険 | 区域 | が図られた取 |
|    |     | 機構(以下     | 者枝番について |    | 扱区域内の統 |
|    |     | 「J-LIS」とい | 情報連携により |    | 合専用端末で |
|    |     | う。) 又は社会  | 取得する。   |    | 取得する。  |
|    |     | 保険診療報酬    |         |    |        |
|    |     | 支払基金      |         |    |        |

### (2) 個人番号等入力事務

# ア 地方公共団体等から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者 | 情報システム | 実施方法    | 場所 | 安全管理措置 |
|----|-----|--------|---------|----|--------|
| 入力 | 担当者 | 個人番号管理 | 地方公共団体等 | 取扱 | ①システムを |
|    |     | システム   | から取得した個 | 区域 | 使用できる  |
|    |     |        | 人番号データを |    | 端末を限定  |
|    |     |        | 個人番号管理シ |    | する。    |
|    |     |        | ステムに取り込 |    | ②責任者が担 |
|    |     |        | む。      |    | 当者毎に異  |

|  |  | なる I D及 |
|--|--|---------|
|  |  | びパスワー   |
|  |  | ドを付与す   |
|  |  | る。      |
|  |  | ③目視チェッ  |
|  |  | ク及び読合   |
|  |  | せチェック   |
|  |  | を行う。    |

### イ 地方公共団体等又は組合員等から紙媒体で取得の場合

| マールカー 区分 | 実施者  | 情報システム | 武媒体で取得の場合<br>実施方法 | 場所 | 安全管理措置 |
|----------|------|--------|-------------------|----|--------|
| 入力       | 担当者  | 個人番号管理 | 地方公共団体等           | 取扱 | ①システムを |
|          | ,, - | システム   | 又は組合員等か           | 区域 | 使用できる  |
|          |      |        | ら紙で取得した           |    | 端末を限定  |
|          |      |        | 個人番号を個人           |    | する。    |
|          |      |        | 番号管理システ           |    | ②責任者が担 |
|          |      |        | ムに次の方法に           |    | 当者毎に異  |
|          |      |        | より入力する。           |    | なるID及  |
|          |      |        | ①システムで桁           |    | びパスワー  |
|          |      |        | チェックを行            |    | ドを付与す  |
|          |      |        | う。                |    | る。     |
|          |      |        | ②個人番号と個           |    | ③目視チェッ |
|          |      |        | 人情報が一致            |    | ク及び読合  |
|          |      |        | しているか、入           |    | せチェック  |
|          |      |        | 力者と別の担            |    | を行う。   |
|          |      |        | 当者が目視チ            |    | ④シュレッダ |
|          |      |        | エック及び読            |    | ーによる裁  |
|          |      |        | 合せチェック            |    | 断を行う   |
|          |      |        | を行う。              |    | ⑤「特定個人 |
|          |      |        | ③チェック後、個          |    | 情報等の運  |
|          |      |        | 人番号が記載            |    | 用状況記録  |
|          |      |        | された住民票            |    | 票」(別紙  |
|          |      |        | の写し、通知カ           |    | 1)に入力  |
|          |      |        | ード又はマイ            |    | 及び書類廃  |
|          |      |        | ナンバーカー            |    | 棄の記録を  |
|          |      |        | ドのコピー(個           |    | 記入する。  |
|          |      |        | 人番号確認書            |    |        |
|          |      |        | 類)はシュレッ           |    |        |
|          |      |        | ダーによる裁            |    |        |
|          |      |        | 断を行う。             |    |        |
|          |      |        | ④「特定個人情報          |    |        |

|  | 等の運用状況   |  |
|--|----------|--|
|  | 記録票」(別紙  |  |
|  | 1) に入力及び |  |
|  | 書類廃棄の記   |  |
|  | 録を記入する。  |  |

### ウ 統合専用端末から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者 | 情報システム | 実施方法     | 場所 | 安全管理措置 |
|----|-----|--------|----------|----|--------|
| 入力 | 担当者 | 個人番号管理 | 上記(1)により | 管理 | 安全管理措置 |
|    |     | システム   | 取得した個人番  | 区域 | が図られた取 |
|    |     |        | 号又は被保険者  |    | 扱区域内の統 |
|    |     |        | 枝番データを個  |    | 合専用端末で |
|    |     |        | 人番号管理シス  |    | 取得する。  |
|    |     |        | テムに取り込む。 |    |        |
|    | 担当者 | 基幹システム | 上記(1)により |    |        |
|    |     |        | 取得した被保険  |    |        |
|    |     |        | 者枝番を基幹シ  |    |        |
|    |     |        | ステムに取り込  |    |        |
|    |     |        | む。       |    |        |

### (3) 特定個人情報管理·保管事務

# ア 地方公共団体等から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者 | 管理·保管媒体 | 管理・保管方法 | 場所 | 安全管理措置 |
|----|-----|---------|---------|----|--------|
| 管理 | 担当者 | 電子データ   | 個人番号管理シ | 取扱 | 第2号の取込 |
|    |     |         | ステムに取り込 | 区域 | を行い次第、 |
|    |     |         | むための電子デ |    | 速やかに第5 |
|    |     |         | ータを管理す  |    | 号の削除を行 |
|    |     |         | る。      |    | う。     |

#### イ 地方公共団体等又は組合員等から紙媒体で取得の場合

| 区分 | 実施者 | 管理·保管媒体 | 管理・保管方法  | 場所 | 安全管理措置  |
|----|-----|---------|----------|----|---------|
| 管理 | 担当者 | 紙媒体     | 「特定個人情報  | 取扱 | 「特定個人情  |
|    |     |         | ファイル管理台  | 区域 | 報ファイル管  |
|    |     |         | 帳」(別紙2)に |    | 理台帳」(別紙 |
|    |     |         | 取扱いの記録を  |    | 2) に取扱い |
|    |     |         | 記入する。    |    | の記録を記入  |
|    |     |         |          |    | する。     |
| 保管 | 担当者 | 紙媒体     | 施錠できるキャ  | 取扱 | ①施錠できる  |
|    |     |         | ビネットで保管  | 区域 | キャビネッ   |
|    |     |         | する。      |    | トに保管す   |
|    |     |         |          |    | る。      |

|  |  | ②鍵は定めら |
|--|--|--------|
|  |  | れた場所に  |
|  |  | 保管し、責  |
|  |  | 任者が指定  |
|  |  | する者が鍵  |
|  |  | の管理を行  |
|  |  | う。     |

# ウ 統合専用端末から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者                           | 管理·保管媒体 | 管理・保管方法   | 場所 | 安全管理措置          |
|----|-------------------------------|---------|-----------|----|-----------------|
| 保管 | 委託先(み                         | 電子データ   | 個人番号管理シ   | 管理 | 組合のサーバ          |
|    | ずほリサー                         |         | ステムに保管    | 区域 | には保存しな          |
|    | チ&テクノ                         |         | し、安全管理措   |    | ٧١ <sub>°</sub> |
|    | ロジーズ                          |         | 置が図られた委   |    |                 |
|    | (以下                           |         | 託先(MHRT)  |    |                 |
|    | $\lceil \mathrm{MHRT}  floor$ |         | のデータセンタ   |    |                 |
|    | という。))                        |         | ーで管理する。   |    |                 |
|    | 担当者                           |         | 上記 (1) によ | 取扱 | 組合のサーバ          |
|    |                               |         | り取得した被保   | 区域 | ルームで保存          |
|    |                               |         | 険者枝番を基幹   |    | する。             |
|    |                               |         | システムサーバ   |    |                 |
|    |                               |         | ーで管理する。   |    |                 |

### (4) 委託先管理事務

| 区分 | 実施者 | 委託先管理方法                                   | 実施方法                                      | 安全管理措置                                      |
|----|-----|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 管理 | 責任者 | 特定個人情報の<br>適正な取扱いに<br>関するガイドラ<br>イン(事業者編) | 特定個人情報の<br>適正な取扱いに<br>関するガイドラ<br>イン(事業者編) | 特定個人情報の適<br>正な取扱いに関す<br>るガイドライン<br>(事業者編)に定 |
|    |     | イン (事業有編)<br>に定める委託の<br>取扱いに準じ<br>る。      | イン (事業有編)<br>に定める委託の<br>取扱いに準じる。          | (事業有編)に足める委託の取扱いに準じる。                       |

#### (5) 削除·廃棄事務

ア 地方公共団体等から電子データで取得の場合

| 区分 | 実施者 | 実施時期 | 実施方法       | 場所 | 安全管理措置  |
|----|-----|------|------------|----|---------|
| 削除 | 担当者 | 第2号の | ①地方公共団体等から | 取扱 | ①目視チェック |
|    |     | 入力直後 | 取得したデータを削  | 区域 | を行う。    |
|    |     |      | 除した者と別の者が  |    | ②操作証跡を取 |
|    |     |      | 目視チェックを行   |    | 得する。    |

| う。            |             | ③「特定個人情報 |
|---------------|-------------|----------|
| ②地方公共団体       | は等から        | 等の運用状況   |
| 取得したデー        | -タの操        | 記録票」(別紙  |
| <br>  作証跡を取得  | する。         | 1) に削除の記 |
| <br>  ③「特定個人情 | <b>青報等の</b> | 録を記入する。  |
| <br>  運用状況記録  | ·票」(別       |          |
| 紙1)に削隊        | 余の記録        |          |
| を記入する。        |             |          |

#### イ 地方公共団体等又は組合員等から紙媒体で取得の場合

| 区分 | 実施者 | 実施時期 | 実施方法        | 場所 | 安全管理措置   |
|----|-----|------|-------------|----|----------|
| 廃棄 | 担当者 | 保存期間 | ①組合員資格取得届書  | 取扱 | ①シュレッダー  |
|    |     | 経過後  | 又は被扶養者申告書   | 区域 | による裁断を   |
|    |     |      | (個人番号報告様式   |    | 行う。      |
|    |     |      | を含む。) をシュレッ |    | ②「特定個人情報 |
|    |     |      | ダーにより裁断する   |    | 等の運用状況   |
|    |     |      | 又は安全管理措置が   |    | 記録票」(別紙  |
|    |     |      | 図られた委託先にて   |    | 1)に廃棄の記  |
|    |     |      | 溶解する。       |    | 録を記入する。  |
|    |     |      | ②「特定個人情報等の  |    |          |
|    |     |      | 運用状況記録票」(別  |    |          |
|    |     |      | 紙1)に廃棄の記録   |    |          |
|    |     |      | を記入する。      |    |          |

#### ウ 統合専用端末から電子データで取得の場合(個人番号の取得に限る。)

| 区分 | 実施者 | 実施時期  | 実施方法        | 場所 | 安全管理措置   |
|----|-----|-------|-------------|----|----------|
| 削除 | 担当者 | 上記(2) | 【電子データの削除   | 取扱 | ①目視チェック  |
|    |     | の取り込  | の場合】        | 区域 | を行う。     |
|    |     | み直後   | ①データを削除した   |    | ②操作証跡を取  |
|    |     |       | 者と別の者が目視    |    | 得する。     |
|    |     |       | チェックを行う。    |    | ③「特定個人情報 |
|    |     |       | ②データの操作証跡   |    | 等の運用状況   |
|    |     |       | を取得する。      |    | 記録票」(別紙  |
|    |     |       | ③ 「特定個人情報等の |    | 1)に削除の記  |
|    |     |       | 運用状況記録票」    |    | 録を記入する。  |
|    |     |       | (別紙1)に削除の   |    |          |
|    |     |       | 記録を記入する。    |    |          |

#### (6) 個人番号管理システムの管理事務

| 区分  | 実施者 | 情報システム | 管理項目   | 場所 | 安全管理措置   |
|-----|-----|--------|--------|----|----------|
| 個人番 | 委託先 | 個人番号管理 | アクセスの制 | 管理 | I D及びパスワ |

| 号管理 | (MHRT) | システム   | 御      | 区域 | ードによりログ  |
|-----|--------|--------|--------|----|----------|
| システ |        |        |        |    | インする仕組み  |
| ムの管 |        |        |        |    | とする。     |
| 理   | 責任者    |        |        | 取扱 | 担当者に異なる  |
|     |        |        |        | 区域 | I D及びパスワ |
|     |        |        |        |    | ードを付与する。 |
|     | 委託先    | 個人番号管理 | アクセスの監 | 管理 | 操作証跡を作成  |
|     | (MHRT) | システム   | 視      | 区域 | し、管理する。  |
|     | 委託先    | 個人番号管理 | 外部からの不 | 管理 | ①データベース  |
|     | (MHRT) | システム   | 正アクセス等 | 区域 | 全体を暗号化   |
|     |        |        | の防止    |    | する。      |
|     |        |        |        |    | ②バックアップ  |
|     |        |        |        |    | されたデータ   |
|     |        |        |        |    | も暗号化され   |
|     |        |        |        |    | た状態で保管   |
|     |        |        |        |    | する。      |
|     |        |        |        |    | ③外部のITシ  |
|     |        |        |        |    | ステムとの通   |
|     |        |        |        |    | 信は行わない。  |
|     |        |        |        |    | ④ウィルス対策  |
|     |        |        |        |    | ソフトを使用   |
|     |        |        |        |    | する。      |

## (7) 特定個人情報等照会事務

ア 同意書の取得等

| 区分 | 実施者 | 対象者  | 実施方法    | 場所 | 安全管理措置  |
|----|-----|------|---------|----|---------|
| 周知 | 責任者 | 組合員等 | 短期給付事業  |    |         |
|    |     |      | 等として所得  |    |         |
|    |     |      | 情報を照会取  |    |         |
|    |     |      | 得する場合は、 |    |         |
|    |     |      | 同意書の提出  |    |         |
|    |     |      | が必要なこと  |    |         |
|    |     |      | について、組合 |    |         |
|    |     |      | 員等に周知す  |    |         |
|    |     |      | る。      |    |         |
| 取得 | 担当者 | 組合員等 | 所得情報の照  | 取扱 | ①施錠できるキ |
|    |     |      | 会に同意する  | 区域 | ャビネットに  |
|    |     |      | 組合員等から  |    | 保管する。   |
|    |     |      | 同意書を取得  |    | ②鍵は定めた場 |
|    |     |      | する。     |    | 所に保管し、担 |
|    |     |      |         |    | 当者のうち、責 |
|    |     |      |         |    | 任者が指定す  |

|  |  | る鍵の管理を |
|--|--|--------|
|  |  | 行う。    |

## イ 情報照会

| 区分 | 実施者 | 情報システム | 実施方法   | 場所 | 安全管理措置  |
|----|-----|--------|--------|----|---------|
| 入力 | 担当者 | 統合専用端末 | 統合専用端末 | 取扱 | ①システムを使 |
|    |     |        | で特定個人情 | 区域 | 用できるPC  |
|    |     |        | 報等のデータ |    | を限定する。  |
|    |     |        | を情報照会す |    | ②責任者が担当 |
|    |     |        | る。     |    | 者毎に異なる  |
|    |     |        |        |    | ID及びパス  |
|    |     |        |        |    | ワードを付与  |
|    |     |        |        |    | する。     |

### (8) 特定個人情報等提供事務

| 区分 | 実施者 | 情報システム | 実施方法                               | 場所   | 安全管理措置                                      |
|----|-----|--------|------------------------------------|------|---------------------------------------------|
| 提供 | 担当者 | 統合専用端末 | 登録した組合員等の特定の行っタについて情報連携についてより提供する。 | 取扱区域 | 安全管理措置が図られた取扱区域内の統合専用端末で医療保険者等向け中間サーバに登録する。 |
|    |     |        |                                    |      |                                             |

(削除・廃棄方法)

第14条 個人番号を含む帳票等、対応する情報システム等、責任者、取扱部署、保存 年限及び削除・廃棄方法は、次のとおりとする。

| 帳票等  | 情報システム等 | 責任者  | 取扱部署 | 保存年限  | 削除·廃棄方法 |
|------|---------|------|------|-------|---------|
| 個人番号 | 個人番号管理シ | 資格管理 | 資格管理 | 組合員等が | 個人番号管理  |
| 管理シス | ステム     | 課長   | 課    | 資格を喪失 | システムによ  |
| テムの保 |         |      |      | した後2年 | るデータ削除  |
| 存データ |         |      |      | を経過する |         |
|      |         |      |      | までの間  |         |
| 同意書  | 紙媒体     | 医療保健 | 医療保健 | 受付日の3 | 復元できない  |
|      |         | 課長   | 課    | 年後の応当 | ようにシュレ  |
|      |         | 資格管理 | 資格管理 | 日の属する | ッダーにより  |
|      |         | 課長   | 課    | 年度の年度 | 細断する又は  |
|      |         |      |      | 末まで   | 安全管理措置  |
|      |         |      |      |       | が図られた委  |
|      |         |      |      |       | 託先にて溶解  |
|      |         |      |      |       | する。     |

附則

この要綱は、平成29年5月19日から施行し、個人番号の取得日から適用する。

附 則(平成30年6月26日)

(施行期日)

1 この改正は、平成30年7月2日から施行する。

(準備行為)

2 組合は、前項の施行期日前においても、この取扱要綱の実施のために必要な 準備行為をすることができる。

附 則(令和3年6月25日)

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和7年1月24日)

この改正は、令和7年1月24日から施行し、令和6年12月2日から適用する。